

環境美化活動に対して補助金を交付します

川越市は、オーバーツーリズムの解消を図るため、環境美化に対する活動に対し、「川越市環境美化に対する活動補助事業補助金」を交付します。

申請期間

令和8年2月2日（月）まで（ただし、申請が予算上限に達した時点で終了します。）

申請場所

川越市役所本庁舎5階観光課窓口（郵送・FAX不可）

補助対象事業

以下に掲げる地域において行われるゴミのポイ捨て防止等の対策に係る事業

- (1)マナー啓発等のごみのポイ捨て防止対策事業
- (2)ごみ拾い等のごみの回収事業

地域	元町1丁目、元町2丁目、幸町、仲町、連雀町、松江町1丁目、松江町2丁目、喜多町、宮下町1丁目、六軒町2丁目、大手町、末広町1丁目、末広町2丁目、郭町1丁目、中原町1丁目、新富町1丁目、三久保町
----	--

補助対象事業者

環境美化に対する活動補助が必要であると認められる商店街等又は事業者

補助対象経費及び補助金額

補助対象経費	補助率	補助限度額
①環境美化啓発用品の購入に要する経費 ②環境美化活動で使用する備品購入費及び 消耗品費 ③環境美化活動に係る経費 (補助対象経費に消費税額は含まない)	2/3	1 補助対象事業者につき10万円

予算状況によって交付を決定します。(ご要望に添えないこともございますので予めご了承ください。)

申請書類等

事業実施前に下記の書類を提出すること。

	提出書類	備考
①	事業補助金交付申請書	様式第1号
②	事業計画書	
③	補助対象事業に関する収支内訳書	
④	補助対象経費の見積書の写し	
⑤	補助対象事業実施前の状況が分かる写真	
⑥	交付申請時要件等確認リスト	

実績報告書等

事業実施後に下記の書類を提出すること。

	提出書類	備考
①	実績報告書	様式第5号
②	補助対象事業に関する収支決算書	
③	補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し	
④	補助対象事業実施後の状況が分かる写真	

請求書

補助金交付額確定通知後に下記の書類を提出すること。

	提出書類	備考
①	補助金請求書	

～ 補助金の交付手続きの流れ ～

① 交付申請（令和8年2月2日まで）

- ・申請書類一式をご提出ください。

② 書類審査・交付決定

- ・必要に応じ、現地調査を実施します。

③ 事業開始

- ・交付決定後に環境美化活動を行ってください。

④ 実績報告（令和8年2月10日まで）

- ・事業完了後、実績報告書類一式をご提出ください。

⑤ 書類審査・交付確定

- ・必要に応じ、現地調査を実施します。

⑥ 補助金の交付

- ・指定口座に補助金を振り込みます。



←申請書類等は HP から
ダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

川越市 産業観光部 観光課 観光企画担当

川越市元町1-3-1 (本庁舎5階)

TEL: 049-224-5940 (直通)